

少子化対策・女性の活躍促進特別委員会記録

開催日時 平成28年6月2日(木) 13:03～14:41

開催場所 第2委員会室

出席委員 8名

今井 光子 委員長
川田 裕 副委員長
山中 益敏 委員
藤野 良次 委員
安井 宏一 委員
米田 忠則 委員
粒谷 友示 委員
梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 福西 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

(1) 6月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<会議の経過>

○今井委員長 ただいまの説明、またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言を願います。

○山中委員 それでは、数点お聞きします。

まず初めに、出生率が新聞にも掲載されており、5月23日だったかと思いますが、全国で出生率が微増し、1.46と発表があり、5年ぶりに前年度を上回るということでした。この件については、県内でも合計特殊出生率が1.35になり、前年よりも0.08ポイント上昇したという話でした。出生数も前年比で207名多い9,832名で、3年ぶりの増加という大変うれしいニュースかと思えます。

そして、また県内の出生率を見てみますと、平成26年度が1.27で、このときは都道府県の順位から見ますとワースト3だったと。それが今年度少し上昇したので、5ランク上がったという報告でもありました。この増加した要因について新聞でもさまざまに書

いてありますが、当該課としては分析中ということで、県や市町村、また企業が真剣に取り組んできた成果が出始めたのではないかとコメントが寄せられています。

そこで、先ほどの繰越のところでも、少しお話がありましたけれども、今県で進めている官民協働の事業の中から、例えばなら結婚応援団、そしてまた協賛店とともに子育てを支援するなら子育て応援団などの事業があると思います。まだほかにも少子化対策をさまざまにやっただいていてかと思いますが、これらの事業の実績についてお話を聞かせていただきたいと思っています。

○金剛女性活躍推進課長 なら結婚応援団事業、なら子育て応援団事業の事業の実績についてお答えいたします。

まず、結婚応援団事業は、これは平成17年度に県が全国に先駆けて取り組みを開始しました。独身者に出会いの場を提供するための出会いイベントを開催していただく企業や店舗等を募集、登録して、県との協働により出会いイベントを開催しました。平成26年度までの10年間で合計約2,400回の出会いイベントを開催しました。そして、平成27年度から、より多くの方にイベントに参加していただくために独身会員の登録制度を廃止し、出会いイベント開催の自由度も高めた上で、県がイベントの広報を支援する方法に転換し、26団体の応援団に年間約120回のイベントを開催していただき、参加者は約2,300名となっています。

事業効果ですけれども、多くの方に出会いの場を提供できたこと、さらにそのうち約3割弱の方でカップルが成立となっているなど、結婚応援としての効果は出つつあるのではないかと認識しているところですが、今後はさらに企業に従業員の結婚を応援していただく取り組みも検討していきたいと考えております。

それからもう一つ、なら子育て応援団事業は、子育て家庭を応援していただく企業、店舗等を募集登録し、その活動を広報することにより地域における子育て支援の輪を広げようという事業です。こちらも県が全国に先駆けて、平成17年8月に取り組みを開始しています。この応援団の登録企業、店舗等には子育て家庭に対して料金の割引やプレゼント等のサービスを提供していただいております、利用者からはロゴマークの提示だけでサービスが受けられるので、家の近くの店をいろいろチェックしてよく使うというご意見もいただいております、好評となっています。

また、地域を挙げて子育て応援をしていく風潮が広まりつつあると認識をしています。そして、本年度からこのサービス利用の範囲が都道府県の枠を超えて全国共通利用になり

ましたので、これを契機に子育て応援団制度の広報を強化して、さらなる普及に努めたいと考えています。以上です。

○山中委員 カップルも新たに結婚応援では3割、そしてまた子育て支援応援団では全国で使える事業にも展開ができたということで、同じように、この新聞のコメントの中で、知事自身も定例記者会見の中で、出生率が上昇したことはうれしいニュースで、若者の雇用安定が上昇につながったとすれば大変うれしいとコメントも寄せられています。実際に直近の奈良新聞等の掲載記事を見ていますと、有効求人倍率は今年の4月の時点では1.13倍で、25年5カ月ぶりの高水準という内容でした。そしてまた私どもが調べますと、大学の新規の就職率も97.3%と過去最高で、5年連続で就職率の数字が塗り変わり、改善の方向になっていると聞いています。

そこで、少子化対策として今後どのようにこの若者の就労支援を行っていくのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

○元田雇用政策課長 若者の就職支援については、ならジョブカフェにおける就業相談、それから県無料職業紹介所における職業紹介まで一貫した支援を行っています。またそのほか、県内中小企業の若手社員を対象とした離職防止セミナーを開催、実施するなど、職場への定着の支援を行っています。特に新卒者には県内企業の合同説明会、県内外大学への出張相談や県内企業内定者との座談会等を開催し、またハローワークと協働で開拓したその新卒求人情報を県内外の大学に提供するなど、県内就職を促進する取り組みを進めています。

また、若者の雇用の安定と所得の向上が重要であるとの認識を持っており、平成27年度に若年者正規雇用化促進事業を実施し、県内企業20社に対して社会保険労務士等の専門家による支援を行い、平成27年度末では12名の正規雇用化が図られ、また平成28年度中には30名の正規雇用化が予定されています。平成28年度においては社会保険労務士等の専門家がより多くの県内中小企業から相談を受け、正規雇用化を初めとする処遇改善に向けたアドバイスを行う若年者処遇改善促進事業を実施する予定としており、企業による処遇改善に対する支援を通じて若者の雇用の安定と所得の向上を図りたいと考えています。

職場環境の改善については、引き続き奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業の登録、表彰と、優良事例としての企業情報の発信により働きやすい職場づくりを実践する企業をふやしたいと考えています。さらに平成28年3月に設置した奈良県働き方改革推進協議

会において、県内事業所の働き方の諸問題について共通認識を持ち、県内の労使関係者における若者非正規雇用者等の労働環境及び処遇の改善に向けた機運を高めるよう、奈良労働局と連携をして取り組みたいと考えています。以上です。

○山中委員 ありがとうございます。先ほど婚活という話でさまざまな事業を進めていることもお聞きし、これも非常に大事だと思いますけれども、若い皆さんとお話をする機会がありますと、職の安定、就労の場の安定と、やはり所得という話が出ていました。きょうの読売新聞に県民の所得が、4年連続増と書いていますけれども、奈良県もこれまで40位だったのが36位で5.2%の増加と示されていますが、特に子どもを育てる、また結婚しようとする、そういった若者への所得アップにつながるような、私どもは地方版の政労使会議という話をさせていただいていますが、そのような仕組みもしっかりと使っていて、所得アップにつながる道も進めていただきたいと思いますので、お願いをしておきます。

同じように出生率と関連して、この新聞で掲載された記事の横に、中京大学の松田教授からこういうコメントが寄せられています。特に第1子の上昇が目立っているとしており、これまで出産をためらっていた夫婦が子どもを持ち始めたことがこの内容から読み取れるのではないかと。しかし一方で、晩婚、また晩産化は依然として改善されていない。そして婚姻数もふえていない状況であると。やはり重要になるのは多子世帯への支援策ではないか。このように松田教授は言っておられます。

そこで、平成28年度予算における子ども・子育て支援新制度の実施について、特に多子世帯、またはひとり親世帯等の保育料の負担の軽減が今回拡充をされたと聞いています。そこで、この事業の概要と、県下におけるこの事業の推進によって対象人員がどのくらいふえるのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

○正垣子育て支援課長 多子世帯、ひとり親世帯等の保育料負担の軽減については、幼児教育無償化の段階的取り組みとして実施されることになりました。多子世帯の保育料負担の軽減については、年収約360万円未満相当の世帯では、1号認定の子どもは小学校3年生まで、2、3号認定の子どもは小学校就学までとされていた多子計算に係る年齢制限を撤廃して、平成28年4月から第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化するものです。

また、ひとり親世帯等の保育料負担軽減については、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等への優遇措置を拡充して、平成28年4月から第1子の保育料を半額、第2子

以降の保育料を無償化するものです。

奈良県で今回の多子世帯の保育料負担軽減、ひとり親世帯等の保育料負担軽減の対象者は、保育所、幼保連携型認定こども園等の利用者の5%程度と見込んでいます。以上です。

○山中委員 ありがとうございます。事業概要としては年齢制限を取り払って、所得制限は依然としてあるものの、第2子半額、第3子無償と。そしてまたひとり親については第1子から保育料が半額で、第2子以降無償という拡充が図られたということです。

それで、ただ、先ほどその対象人員がどのくらいふえるかということ、やはり5%ということで、思ったほどその恩恵を受ける人は、なかなかいないのかと考えます。

そこで、少し他府県の紹介ですけれども、ここは人口減少が前提にあるので、奈良県も同じように見られるかどうかはありますが、例えば秋田県では平成16年度から新たに第3子以降が産まれた場合は第2子以降も保育所と幼稚園の保育料を無料にしますと。保育所は年収640万円未満、幼稚園については同収入が680万円未満の世帯にそれぞれ対応して、認可外もやることも考えていると。そしてまた、隣の和歌山県を見てみますと、第3子以降の保育料無償化の条件を大幅に緩和をして、所得制限や第1子の年齢制限を撤廃して、そして対象施設も児童発達支援センターや企業内保育所などにも拡充をしていこうと取り組まれている他府県もあります。

そういうことを受けて、先ほど申した松田教授の話ではありませんが、なかなか婚姻数もふえていない、そんな中で多子世帯への支援は非常に大事ではないかと思えます。その多子世帯への支援を、こども・女性局長にどのように考えておられるか、ご所見をお聞かせいただきたいと思えます。

○福西こども・女性局長 多子世帯への経済支援ですが、ご紹介いただきました中京大学の松田教授は、少子化プランをつくる時も奈良県としてはいろいろアドバイスをいただいたこともあり、教授がそういうこともおっしゃっていると聞かせていただきました。

それで、所見ということでお伺いいただいているわけですけれども、多子世帯への経済支援策は婚姻数がふえない中で第3子出産を促すための支援策、第2子、第3子と産んでいただくため、第2子を産んでいただいたらその次に、人口減少が著しい地域や、早急に人口増を図りたい地域については有効な施策であると考えています。また、少子化対策については、これが効き事業というのは、県も平成11年度から、どこの委員会も古くから開催していただいている中で、効き事業というのは多数、多岐にわたってさせていただいている中で、これがということ、それで今回の分析においては、経済状況の上向きである

とか、若者が安定した雇用につけたのではないかと推測はしていますが、それもまだ明確にはなっていない状態です。

その中で、人口ビジョンを策定したわけですが、ご紹介いただいた件については、やはり人口ビジョンにおける目標、とりわけ自然増減の展望、目標が違うのではないかとお聞きして思ったところです。県としては、第2子、第3子と産んでいただくことはとても望んでいることですし、待ち遠しいぐらいに思っているわけですが、その目的が県全体の人口をふやすことがすぐに目的ではなくて、少子化の要因である一つの未婚化を考えたときに、その未婚化の解消をどう若者に進めていくかに問題があると思うのです。県ではビジョンの中にも、プランの中にも書かせていただいておりますが、結婚を希望する若者をふやすのは、言いかえると子育てや結婚などに喜びを持って、理解をして、その希望をかなえるということでの数値目標やビジョンの策定をさせていただいています。ですから、自然減に対する施策としては、やはり安心する子育て、地域全体、社会全体で支えられている安心感のもとに子どもを産み育てていただくことが経済的な支援よりも優先すると現在考えています。以上です。

○山中委員 こども・女性局長がおっしゃる部分で、むしろ第2子、第3子も望むけれども、それ以上にもう少し以前の対策をしっかりとというご答弁だったと思います。しかし、残念ながら婚姻数も、言ってはいただいて、努力はしていただいているのは十分わかりますけれども、なかなか見えてこない中で、では多子世帯のところ、そうすると非常に使う財源の効果も一定は見えて、はっきりすることもあります。それと、県でも就学前の子どもたちにさまざまなアンケートをとって、それをもとにいろいろな施策をまた今後考えていかれることだと思います。そういう中で、先ほど申した保育料等の無償化に向けた拡充も、あわせて考えていただければと思いますのでお願いします。

次に、同じように、この平成28年度の予算の中で新たな事業があり、その中に事業所内の保育など企業主導型の保育所の整理、運営等の推進が含まれています。これは、ご存じだと思いますが、待機児童解消加速化プランで、平成29年度末に待機児童の解消を目指す、保育の受け皿目標をこれまでの40万人から50万人へと整備目標を上積みしよう、政府が今やっています。この新たな10万人の受け皿のうち、約5万人分を企業主導型保育事業にて確保しようという狙いがあるかと思っています。

そこで、この事業の概要と、本県として、この受け皿の体制についてお聞かせいただきたいと思っています。

○正垣子育て支援課長 企業主導型保育事業は、平成28年度から新たに創設された制度です。主な内容は、多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援するための仕組みであること、市町村による計画内整備とは別枠で整備可能であること、運営費や施設整備費については、小規模保育事業等の公定価格に準じた支援が行われることなどとなっています。また、保育従事者の半数以上は保育士資格を有していることが必要であるなど、職員配置や設備基準等についても定められています。

この企業主導型保育事業の行政とのかかわりは、児童福祉法に基づき都道府県に届出が必要となります。県としては安心して利用していただけるよう、立入調査などを実施したいと考えています。また、市町村と連携してこの制度が有効に活用されるよう進めたいと考えています。以上です。

○山中委員 今後、企業から上がってくる中で、具体的に何人ぐらいの枠なども出てくると思いますが、全国的に5万人分ぐらいをこの手法となると、県としても相当進めていかないといけないと思います。

そんな事業ですが、やはり先ほどの概要で説明をいただきましたように、市町村の認可がなくても整備費、また運営費の一部が交付されるとか、複数の企業で共同運営もでき、それに保育士の配置基準も認定の施設よりも少し緩くなっていると、もともとその質の確保がどうなのか課題にされていた点もあろうかと思えます。

そこで、質量ともに利用者が使っていく中で安心して子どもを預けられる施設づくりをと思いますので、県としてどのような役割を果たしていられるかについて、お聞かせいただきたいと思えます。

○正垣子育て支援課長 企業主導型保育事業の県としてのかかわりの部分は、平成28年度から開始された事業です。今後、県内でも出ると考えていますけれども、届出をいただき、安心して利用していただけるような、立入調査などを利用して、市町村と連携しながら進めていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 2度同じような答弁になりましたけれど、しっかりと立入調査を含めて、本当に安心して預けていただける施設づくりに従事をしていただきたいと思えます。

これは今後のことであろうかと思えますが、次に、5月27日に児童福祉法の改正が行われました。皆さんも既にご存じのことだと思えます。今回の改正がもちろん文言どおりしっかり実施をされると、施設から家庭へと社会的養護は大きく転換と言われていきます。日本では虐待や予期しない妊娠などから、何らかの理由で親子分離された子どもたち

は全国で約3万9,000人とされています。そうした社会的養護のもとにある子どもは、実は9割近くが児童養護施設や乳児院などで集団養育をされています。そして、里親家庭、または養子縁組による新たな家族にめぐり会う、そういった子どもは極めて少ないとされていますが、そこで本県における里親制度の現状と、この法改正を受けて、今後の充実に向けた取り組みについてお聞きします。

○乾こども家庭課長 県内における里親制度の現状と、今般の法律改正を受けて、今後の充実についてお答えさせていただきます。

里親制度は、委員が先ほどもお述べいただきましたけれども、何らかの事情で家庭での養育が受けられなくなった子どもたちに温かい愛情と正しい理解を持った家族環境のもとで養育を提供する制度です。国では社会的養護の充実については家庭的養護を推進することとされており、その中でも里親支援の方向性が示されています。さらに委員がお述べですけれども、今般、児童福祉法の一部を改正する法律が成立して、里親支援が都道府県の業務として位置づけられるなど、里親委託の推進を明確にされています。

一方、本県において、昨年度、奈良県家庭的養護の推進についての方策を取りまとめ、里親など家庭養護を推進していくこととしています。奈良県の里親の状況を述べさせていただきます。昨年度、3月末現在で119組の方を里親先として登録をさせていただいています。その中で、42名の子どもたちを実際に委託をお願いしています。社会的養護を受ける子どもの中で、この里親等に委託されている子ども割合、里親委託率が昨年度3月末で16.3%となっており、近年この里親委託率は増加傾向にあります。

さらに県として、里親への子どもの委託を進めるために県こども家庭相談センターに配置している里親委託等推進員を中心に、児童福祉施設や、こども家庭相談センターなど関係機関で構成する里親委託等推進委員会を設けて、里親委託を進めるための取り組みを行っています。

具体に一例紹介しますと、例えば週末や夏休みを利用して施設に実際に入所されている子どもを短期間ですが、家庭で宿泊体験などを通じて里親と施設入所児童との交流を深めたり、また里親と施設職員や、施設との連携構築など、円滑な里親推進を図っています。さらに一般の県民の方にも、里親制度について理解を深めてもらうための啓発活動で、実際に里親を希望される方々に研修等を行うなど、里親の増加に努めています。この法律改正を受けて、引き続き奈良県においても里親制度の推進を図りたいと考えています。以上です。

○山中委員 本来であれば従来の親のもとに帰られるのが一番いいわけでしょうが、なかなかそうはいかないケースもあろうかと思えます。そんな中では本当に、新たな家族にめぐり会うというと語弊があるかもわかりませんが、そのような里親制度が受けられる体制づくりがしっかりとできることも必要ではないかと思えます。

それと同じように、この同法の改正の中で、児童福祉法の理念の明確化ということで、ここには実はしつけを名目とした児童虐待の防止についても改正をされていることを伺いました。5月28日、北海道北斗市で発生した小学生の行方不明の事案にも通じると思えます。行方不明の子どもが一日も早く発見をされて、親のもとに無事に戻られることを祈るものですが、そこで、しつけを名目とした児童虐待の防止についてどのように改正されたのか、そのポイントと、しつけと虐待についてどのように本県として取り組まれるのかについて、お聞かせいただきたいと思えます。

○乾こども家庭課長 しつけと児童虐待について、法改正のポイントと県における取り組み、考え方等について説明をします。

委員がお述べのとおり、今般、児童福祉法の一部を改正する法律が成立して、具体的には児童虐待の防止に関する法律、虐待防止法と言っている分で、その中の条文で、親権者は児童のしつけに際して監護、教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならないと初めて明記をされました。これは全ての児童が健全に育成されるように、児童を中心とした福祉の保障の内容を掲げて、児童福祉法の理念を改めて明確化されたものと認識しています。

これまでも幾度となくしつけという名のもとに児童虐待が発生しています。こども家庭相談センターにおける児童虐待の対応で、虐待かどうかの判断は、一義的には児童虐待防止法の定義によって行われていますけれども、子どもの状況や生育環境等から総合的に判断するものであり、判断するに当たって特に留意すべき点は、子どもの側に立って判断すべきであるとされています。言い換えれば、幾ら親が一生懸命であっても子どもの側に立って有害な行為であれば、それは虐待であり、その行為が親の意図で判断するのではなく、子どもにとって有害かどうかで判断する視点を持って対応していただいています。

このようなことから、今後もこども家庭相談センターにおいては、みずからの暴行や体罰などの行為をしつけと主張する保護者に対して、それが不適切な行為であることを指導するとともに、保護者の意図によらず子どもの立場から子どもの安全と健全な育成が図れるかどうかを着目して指導することが重要であると改めて認識した上で対応に当たってい

きたいと思っています。以上です。

○山中委員 答弁はいただいたものの、なかなか難しい問題というのが正直な私の実感です。ややもしますと、私自身も子どもを育てる中で、そういう子どもの視点に立って育ててこられたのかという思いがあります。そうしますと、実際に今、子どもを育てておられる親にすると、このしつけと虐待のはざまは、やはり難しいと思います。今、答弁でおっしゃっていただいたことを、みんながみんなそのことを必要とする家庭ばかりではないと思いますが、特に貧困の状況にある家庭に対しては、そういう情報発信も含めてしっかりとやっていただきたいと思います。

それと、先日、私も中央こども家庭相談センターへ伺い、視察をさせていただきました。この施設では、まさに1年365日、そして24時間、片時も休むことなく受け入れ体制を準備をしていますと、センター長からも伺いました。実際に拝見しますと、大変なご苦勞をされているとうかがうことができますし、この法改正に伴ってこども家庭相談センターの権限強化、また組織強化が一層進むものだと考えます。ここで、特に具体的な体制強化に向けた取り組みという点で、お聞きしたいと思います。

○乾こども家庭課長 今回の法改正を受けて、県のセンターの機能強化についてお答えします。

繰り返しになりますけれども、今回の改正において児童の安全を確保するための初期対応が重要であるとのことから、迅速、的確な行動がとられるよう、県及び市町村の体制や権限の強化が図られることとなっています。県ではこれまでからこども家庭相談センターの児童虐待を所管する専門の部署、こども支援課、こども支援係を設置して、専門性の向上や、機動的な対応をとってきたところです。特に初期対応については、万全を期するため24時間、365日の相談体制を引いています。さらに平成27年度からは警察職員の配置をするなど、センター機能の強化に取り組んできたところです。

しかしながら、児童虐待は複雑化、多様化しており、市町村への支援もより一層充実する必要があると考えております。そのため県こども家庭相談センターの充実が特に必要です。今般の法改正も踏まえて、児童福祉司等の専門職の配置を充実させることなどをはじめ、専門性の強化、市町村との役割分担を明確にした上で、漏れのない対応をできるように、さらなる体制整備強化を図っていきたいと考えています。具体的などはまだ政令等が出ていませんのでなかなか申し上げにくいところがありますけれども、こども家庭相談センターの機能の充実について、特に図りたいと考えている所存です。以上です。

○山中委員　ところで、乾こども家庭課長、こちらの相談センターに既に行かれたことはございますか。

○乾こども家庭課長　はい、ございます。

○山中委員　そうですか。聞いていますと、全スタッフが約80名でローテーションを組んでいただいていると。一次保護になると、携帯電話はもちろんですが、すぐ駆けつけられる体制でずっと臨んでおられ、緊張感がなかなかとれないと聞いていますし、伺ったとき、上へ上がると一時保護された方がその空間では生活をされて、そこでは、備えつけの本棚が非常に乱れていて、めちゃくちゃになっている状況も拝見しました。そういうところを見ますと、本当に緊張感を持って、なおかつそういう危険と隣り合わせの職場で皆さんはやっていただいていることがあろうかと思えます。そのことも十分配慮をいただいて、これから具体的に体制強化に当たっていただければと思っておりますが、重ねてその点は強調させていただいて質問を終わります。

○梶川委員　1点だけ質問したいと思えます。

今、児童虐待の話が出たのですが、奈良県でもこの4月に、生駒市で2歳のかわいい子のとうとい命が失われる事件が起きました。これを私たちが新聞でしか知るよしがないわけですが、市の職員が行って、しつけか虐待かというので、もう少し様子を見ようという感じであったように新聞記事には書いています。今、皆さんと話をしていたら、あの事件は初めはこども家庭相談センターに電話が入って、そして生駒市に現場を見に行ってくれと言ったが対応し切れなかったようですが、言いたいことは、こども家庭相談センターにしろ受けたときに、今尻に火がついたように子どもが泣いている、虐待ではないですかという情報もあれば、子どもが泣いている、よく泣いていると、虐待ではないですかという市民の情報が、きちんとこども家庭相談センターならこども家庭相談センターに入って、それでこども家庭相談センターからさらに市町村に情報が行くと。そのときには大分情報が場合によっては薄まって、あまり現場の職員が危機感を持たない形であるのです。新聞を見ていたら、他府県でも、もう一步踏み込んでいたらあの命は助かったのにといいことがよくあるわけで、生駒市のケースはそうではないかと思うのですが、大体、子ども家庭相談センターはどんな情報を受けて、どんなやり方で生駒市に指示を出したのか、その生々しいところを1回聞かせてください。

○乾こども家庭課長　先日4月に、生駒市で発生した2歳男児の死亡、痛ましい事件について、県のこども家庭相談センターにどういう虐待の通報があつて、どういう伝え方を生

駒市にしたのかをお尋ねです。

県では、昨年12月21日に県中央こども家庭相談センターに泣き声がするという通報があり、その旨を生駒市に伝達して、生駒市で確認していただきました。生駒市では元気であることを確認されましたけれども、継続して元気な姿が確認されて、特に一時保護等の必要はないというケースで判断されましたけども、生駒市でも継続して見守り支援が行われたケースです。

ただ、その虐待通報、第一報から3カ月半ほどたったことしの4月10日に痛ましい最悪のケースとなったものです。虐待通報の中身については、児童虐待防止法で、その虐待通報された方のプライバシーを守ることも定義されており、また先日、その検証部会を開いて、このときの県や市の対応が適切であったか、各段階でリスク管理ができていたかと検証する議会を開かせていただいたのですけれども、その中でも今まだ逮捕されて公判が開始されていませんので、その公判に影響があるので、中身については少なくとも終結するまでは公表すべきでないというお話もいただいていますので、詳細についてはここで話しすることをご勘弁いただきたいと思います。以上です。

○梶川委員 プライバシーが前面に出ていたら、我々は何も言うことはありません。けれど、現実にはそこで起こっている事案を皆さんが感じたことを委員会で言うことぐらいはなければ、議論ができません。

それで、私の認識ではこども家庭相談センターに情報が入って、市区町村に流れるのではなくて、いろいろなケースはあるだろうと思うけれど、逆に市町村に情報が入って、市町村の職員はあまり専門でないからこども家庭相談センターに流していくケースが普通のケースと思ったのですが、今回の場合は逆にこども家庭相談センターに入って市町村にという形も、先ほどの答弁で、こども家庭相談センターを充実していく法律なども改正されたように答弁がありました。どれだけこども家庭相談センターを充実しても、それでこども家庭相談センターから市町村に流して、市町村の職員はそんなに専門的にたけてないということで、それに耐えられるかどうか心配ですけど、どのように理解したらいいでしょうか。

○福西こども・女性局長 今の虐待の案件について、同感というか、痛みは同じと思っており、私どもがどういう体制をとっているのかご心配をかけていることを本当に申しわけなく思っています。

今、委員がおっしゃいましたように、今回のケースはこども家庭相談センターに一度入

っています。ただ、その前に、児童虐待がずっと昔からあるのですが、奈良県として一番大きく取り上げたときは平成22年度に死亡事故が起こったとき、それ以前から体制をとっていたわけですが、改めて市町村と県との役割という中で、奈良県庁のこども家庭相談センターもプレーヤーとして出張ってはいくのですが、それと別にやはり地元で日々お母さん方や子どもと接することで、虐待のケースも市町村の、要保護児童対策地域協議会と言っているのですけれども、そういう組織をつくり、市町村で見ていただく部分も持ったわけです。

それで、今回のケースは県に入りましたけれども、まずは市が行っていただくと。その中でどういう形でやっていくかをきちんと話し合いながら進めさせていただいていましたし、その間にもやはり連絡をとり合っていると。これは別に個人情報ではなく、一般のケースでもそういう形でさせていただいています。緊急度の高いものなど、本当に、誰が見てもとなるときに子ども児童相談センターは出張っていき、一時保護など対応をさせていただく。これは本当に県がさせていただくところは市町村と話をし役割分担をさせていただいているものです。

今回のケースもフォローをしていたわけですが、やはり家庭の中でそのような事件が起こりますと、またあざでありますとか、見えたところでの虐待は、少し言葉に誤りがあるかわかりませんが、わかりやすい分ですが、家庭内で何が起こるかは今の泣き声しか警鐘がなかったところに問題があると。そうすると、地域として、また県として、行政機関としてどれだけのことが家庭に介入できるかも含めて、体制の強化をとりたいと考えています。その体制の強化の中には委員がお述べの市町村とのアドバイスも、コーディネートしていくことも県の役割で、どういう危機管理が必要か共有することも含めて、県の資質も高めていく意味も込め、機能強化を図りたいと、先ほどこども家庭課長が答弁した次第です。答弁になったかどうかわかりませんが、以上です。

○梶川委員 どちらにしても、言いたいことは、例えば検証委員会のような、会議があるときに、せっかくくれた市民の情報を、みんなでこういう情報が入って県はこういう判断をした、市町村はこういう判断をしたということを、あまり市民の情報内容が新聞では出てこないから、市民の情報はどうつかんで検証しているのかと思うわけです。

それで、私が今でも思い出すのは、幼児を寝かせておいて、その上から熱湯をかけて、子どもが熱い、熱いと言っているのを聞いている情報が入った。あのときにはじっと見ながら、それこそあなた方の専門だから、あざや、熱湯や火を押しているだろうと推測をし

て、それに対応に当たるということをやってほしいわけです。だから、市民の入ってきた情報を、それから何を読み取るかをきちんと検証してほしい。新聞は100%載っていないからわからないけれども、どう情報を分析しているのかと、きょうはこのことを申し上げたいと思って質問しました。検証委員会は、県は今までに何回か、されたのでしょうか。

○乾こども家庭課長 先週、5月27日に今回の生駒市の事案について、第1回目の検証委員会を開かせていただきました。当然、委員がお述べの市民からの第一報、初期対応が非常に大事であるとは思っていますので、その情報を受けて、その時点でリスクの管理、どれだけの危険度があると判断して生駒市にお願いしたのか、その後の対応をお願いしたのかも含めて、当然きちんと検証をお願いすることとしています。以上です。

○梶川委員 どちらにしても市民の情報をきちんとつかんで、大切に検証していただきますよう要望して終わります。

○安井委員 俗に言う女性の活躍は国でも大きく叫ばれているし、県としてもかねてから女性の例えば地位向上や、女性を登用するなど、できることはされてきたとは思いますが。県でそういう実情、実態はどうなっているのかお聞きしたいです。つまり、国も方向性を強く打ち出して、お金の流れというか、予算化もされて、県や市町村にこういうことをやりなさいと、うまく順調に進むような社会になってきているのではないかと思うのです。そういう実態、あるいは今取り組んでおられるようなことがありましたら、その状況を教えていただきたいと思います。

○金剛女性活躍推進課長 女性の登用率等については、また改めて詳細な資料をお持ちさせていただきたいと思いますが、活躍促進に向けての県の対応ですけれども、昨年度、女性が活躍するための諸課題の解決策を検討するため、女性の活躍促進会議を立ち上げています。昨年度は女性の輝き・活躍促進計画を策定するための議論を中心にやっていただいたところですが、今年度の方針については、奈良県は女性の就業率が最下位ですので、今後は多様な選択を可能とする就労支援の充実、女性の起業や経営支援の充実に重点的に取り組んでいきたいと考えていますので、今後はこういった項目を中心に会議で具体的な議論を展開して、施策に結びつけていきたいと考えています。以上です。

○安井委員 お答えがありました女性の活躍促進会議で、どういう組織になっているのか、そこにどういう立場の方が入っておられるのか、組織の内容と、女性の活躍の場はこれまでの社会をある程度改革していこうと思えば、男性側も女性側もそうした意識を改革していかなければならない前提があると思うのです。社会に受け入れてもらえる対応、対策でな

いといけないと思うのですが、そういう意識改革には随分時間を、あるいはそれ相応の事業ができて実態があつてのことだと思ふのです。その意識改革を並行して進めていかなければならない大変な作業かと思ふのですが、その組織の状況、そしてその女性の活躍促進会議からどういう情報で各市町村や、あるいは一般社会に向かつて情報発信されようとしているのか、それも非常に大事かとは思ふます。情報を交換するのもあるのですけれども、女性の活躍促進会議という一つの組織が県下に広く隅々まで行き渡るような情報発信を強くしてもらうために、どう取り組んでおられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○金剛女性活躍推進課長 まず、女性活躍促進会議の構成、組織は、今年度の検討体制を今、検討しているところで、昨年度の状況は、メンバーは全員で14名でした。有識者等が3名、それから経済界、労働界等が7名、そして行政機関等が4名でした。

委員がお述べの意識改革ですが、それが大変重要と昨年度の促進会議でもご意見としていただいております、引き続き今年度の会議の中でもそういった部分もご意見も頂戴していきたいと思つています。そして、どのように意識改革の一つとしての情報発信をしていくかですけれども、女性の活躍促進会議のメンバーの中には市長会、それから町村会からも入っていただいておりますので、もちろん市町村とも連携して情報発信をしていきたいということと、それと、新しく今年度、女性の活躍の情報発信に関する新しい事業を組んでおり、具体的には女性活躍の意義だとか、先駆的な事例等を発信していくフォーラムの開催、それからジャーナルの発行も予定しておりますので、こういったことも活用しながらしっかりと情報発信もやっていきたいと考えています。以上です。

○安井委員 就業率のアップや、女性起業家の養成など、本当にすぐに役に立ち、社会的にもそれは望んでおられることですし、いち早くそれに着眼されたのはいいと思ふのですが、職業の中でも男性社会と言われる職業にも女性の方も随分見られます。ある意味ではそういう一歩、二歩、前進していけるかと思ふのですが、一つは職業に偏らず、職業でなくても、広く女性が活躍をしてくれるような、ボランティアがあります。従来、熊本県で火災が発生したときに女性が随分活躍されているのが情報としてテレビ等で報道されており、そういう意味では必ずしも就業率をアップするという一つの目標であるけれども、広く女性が活躍するのは決してお金、対価がなくても活躍できる場があります。そういうところを広く女性の活躍促進会議の中で、そういう立場の人がおられるわけですから、広めていく。そしてまた実際にそういうところで活動してもらうという、その実益をたくさ

ん出してもらって、女性が生き生きと社会の中で活動してくれる場を提供してくれる会議を進めてほしいと思います。ぜひともことし1年間の活動を期待していますから、頑張ってもらいたいと思います。以上です。

○川田副委員長 数点だけ聞かせていただきたいのですが、奈良県は、今まで出生率もずっと下がってきていました。ことしは少し上がったのですか。その間、議会等々もいろいろな対策を審議されたり、理事者の説明をずっと聞いてきていると。ところが、実際に数字はずっと下がっていたということで、今もいろいろご答弁をされていたのですけれども、聞いて合理的には感じられない部分もあり、一体何を根拠にそういう答えが出てきているのかなど、前も言いましたけれど、そういう答えを出したのであれば何か根拠があるはずなのです。だからその根拠を示して言っていただかないと、ただこう思いますとか、そうしたほうがいいですとか言われても、何か説明の意味がわからないのです。だから、今後その辺を示していただけるように、まずお願いをしたいと思います。

それと、保育料及び私立高等学校等の授業料を無償化する場合の所要額、試算についての資料をやっときょうお配りいただきました。作成をありがとうございました。これを拝見していると、簡単に幼稚園、保育所、認定こども園等を無償化すると、県で負担をすると約20億円ぐらいが必要であると。高校無償化については、県外に通っている者も含めて、奈良県の在住の子どもであれば約20億円程度でできるということです。

奈良県の今のこの出生率は、上がったといっても、全国的に非常に下のレベルにあるわけで、前も担当の方とお話をしていたのですが、結局、教育費が高い都道府県に関しては、非常に合計特殊出生率が低い。逆に教育費がそう高くないところは合計特殊出生率が高いというきれいな相関関係が出ているのです。それも含めて、この奈良県の現状は、細かなミクロ的な施策を打っても、全体的な効果はまずないと思うのです。ただ、その課題に対しての解決はあるかもしれませんが、前から言っていますように、マクロ的な何かをとっていかないと、これだけ人口が今後も大きく減少をしていく推測が出ている中で、このあたりはどのようにお考えなのか。担当の方に聞いてもやりませうという返事はできないと思いますけれど、ただ、そういった内容の分析をただ一言でやる、やらないというのではなくて、どういうところに問題点があるのか、どういったところにいわゆるハードルがあるのか。予算は20億円ぐらいだから、このぐらいの金額ならどうにでもできると思います。だからそれが進まない理由は何なのか今後、明確にしていくためにも、そういった細かいところの検討、調査、研究を行ってまたご報告いただきたいのですが、それはいかがでし

ようか。

○福西こども・女性局長 経済的と、教育費は、奈良県は高いと出ていることに対しての相関という形でお示しはいただいたと思うのですけれども、その教育費は塾代や、そういうものも含んでいると認識していますので、経済的負担が高いから産まないのとまた違うと考えています。だから、教育費が高い奈良県は塾代や教育にかかるお金という形で投資していると理解しています。それで、少子化が進んでいるのが教育というか、保育料が高いからであるなど、そういうことはあるのですけれども、先ほどから答弁させていただきましたように、国でそれは所得が低い方については補填すると打ち出していますので、個人に対する直接的な支援については国に準拠してやっていくということで、政策的な意図としては優先順位が低いと考えています。

○川田副委員長 言っている意味がわからないのですけれども、塾代が入っているとか入っていないとか、どういうデータでそれをおっしゃっているわけですか。全国を全部調べられた、そういう統計があるのですか。まだ質問中なのですから、いつもそういう感覚的に言われるのはいいのだけれど、実際に調べてそうではないなども結構あります。だから、教育を含めてとか、含めてないとか、その部分だけの1点をとって論議をされようとしているのかもしれないが、それだったら可処分所得から全部でそういった計算をしていけばいいではないですか。それと比較したらどういう相関が出るのかをやられたのですか。やっていないでしょう。やっていないのにそんな決めつけて言うのはおかしくないですか。

だから、そういった結論に至っているのであれば、その結論に至ったまでの過程、プロセス、使ったデータを全部提出してください。こういう議論は、いつまでやっても一緒なのです。これから人口が減少していくので、施策のミスは致命的になっていきます。今までなら人口が増加しているので、少々間違おうが何をしようが、経済は発展していたわけであって、これからは危機的な状況にそれこそ入っていくと言われていています。だから前々から行政の方にもお願いしていますが、きちんとその辺のデータがどういった根拠でそういったものになってきたのか、絶対何かあるはずなのです。何も無いのに勝手にそういった答えは出ないと思う。だから塾代が多いとか、多くないというのなら、奈良県は塾代が多い、データを全部至急出してください。それと可処分所得の関係も全て出してください。子どもの持つておられる1人、2人の計算方法で、また変わってきます。その辺をお願いしたいのですけれども、いかがですか。

○福西こども・女性局長 申し上げた根拠になるところですけれども、家計の関連費の全国比較で、平成25年に社会生活統計指標が出ており、その中で奈良県の教育費は全国に比べて1位になっているという根拠をもとに申し上げました。その中の別のところで教育娯楽費と銘打っているのですが、その中で書籍やスポーツのものなど、そういう費用が入っていることもありますので、これを総じて奈良県は教育費が高いと申し上げました。

それで、今、保育料など軽減を図るべきという部分について、この話はそこまでですけれども、ご指摘をいただいている無料化にしてはどうかというところはあるのですけれども、それは少子化についての自然減についてどう対応するかというそれぞれの地域の考え方だと思っています。奈良県は急激に減ったわけではなくて、今もベッドタウンのもとに減ってはいますけれども、微増ですがふえている箇所もある中で、すぐに保育料であるなど、そういうところを軽減しても子どもを産むことにはならないのではないかと考えて、ほかのところの施策を優先しているとお答え申し上げます。

○川田副委員長 いや、全国的に急激にはまだ減ってないのです。全国的にやっこの頂上に来て今、全体平均でも下がりかけているところです。奈良県だけがどんと下がっているわけではないけれど、これからが急激に来るところだと。位置的にはジェットコースターでいえばちょうどてっぺんをおりかけたところに今いるという状況ではないですか。そして、教育費、娯楽費も含めてと言うけれども、だから結局可処分所得が低いのでしょうか。可処分所得が低いから、出生率にはね返っているのではないですか。そういう計算にならないですか。それは先ほども趣味の本や子どものいらっしゃらない方の数字も入っているのか、子育てが終わった後の方の数字も入っているのか、それとも住民基本台帳から差し引いた中で、結局その分だけの1人いらっしゃる、2人いらっしゃるという、その子どもの分だけを抽出して統計をとられている分なのか、それを見ないとそんな結論を出せるわけではないではないですか。よその研究者の方でそれを出されている方もいますけど、それは全部抽出してやられています。だからその相関が出てきていることになっています。

今の説明を聞いても、本当に何をおっしゃっているのか意味がわからない状態です。言うのは何でも言えますけれど、それで根拠を詰められるかといったら、そうではないと思います。だから、聞いているのが、そういった分をきちんと調べた上で、最終的には判断されるのは担当者の方ではなくて、これは県民の方がどういった方向に進んでほしいかは決められるわけでしょう。あなたたちは、行政上は代理人ですから。委任されているのは住民ではないですか。だからそのあたりを正式なものを示していくのは、当たり前の行為

であって、我々はこう思ってるからこれしか見せないのは、今の日本の法律からいった行政のあり方ではないのではないかといつも常々思っているのです。その点はいかがですか。

○福西こども・女性局長 可処分所得で云々というところ、ご指摘いただいているところはまた研究させていただきたいと思っています。

それで、人口が今から急激に落ちているというところですけども、多子世帯に始まるであるとか、経済的支援とかしている都道府県は、もっと早くから過疎に陥っている県が多いと今のところ私のほうで判断しており、奈良県は落ち出したのが平成11年ぐらいからだと思うのですけれども、今、個人の経済支援をしている大半は古くから、もう少し前から落ちて、俗に言う過疎に陥っていた都道府県であると認識しており、先ほど答弁をさせていただきました。

それで、全体にということであるならばもう少し研究させていただき、またお答えに上りたいと思います。以上です。

○川田副委員長 十分に研究してください。過疎地域の話まで決してしているわけではなく、奈良県でも南部と北部の関係は全部違うから、普通分析するときには全部分けて計算します。平均値は全体に合わせて後でとればいいのですけれども、状況が外れ値的な数値ぐらいの開きが出ていますので、それを一緒にどうのこうのはできないから、だから今、南部振興の部局もあって、そういったものを別にとられているのはそういう意味だと思うのです。だからそのあたりもやってください。

そして、人口がまだふえているところがあると先ほどおっしゃいました。私が住んでいる香芝市のことですが、香芝市の研究は何年も前からずっと全部終わっていますので、また資料が要るのであれば言ってください。全部提供しますから。土地の面積から全部出していますから、それと同じようなことを全部奈良県でやっていただいたらいいのではないですか。きれいに出てくると思います。だからそれを今度委員会に出してください。個別に出すのではなくて、委員会に提出していただくように、委員長からお願いできますか。

○今井委員長 はい。よろしいでしょうか、そうした資料の提出をお願いします。

よろしいですか。ほかにございせんか。

委員会運営の都合により、副委員長と進行を交代させていただきます。

○川田副委員長 それでは、委員長にかわり委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 既にいろいろな委員の方々から質問が出ましたので、特にこれということではありませんけれども、奈良県の出生率が上がったことは、これまでいろいろな施策を

されてきたにもかかわらず、なかなか具体的な数字として出てこなかったものがこうした形で出たことは、大変喜ばしいと受けとめています。今、川田副委員長などもお話がありましたけれども、なぜ出生率が上がったのかという分析をぜひしっかりといただき、そしてそれに見合う施策を応援する形で対策をとっていく必要があるのではないかと思いますので、その点についてはお願いしたいと思います。

それからもう1点ですけれども、児童虐待で、これも梶川委員からもいろいろご意見が出されました。奈良県は平成22年に桜井市で5歳の男の子が虐待で亡くなる事件がありましたときに、かなり奈良県としても児童虐待の対策の検討会を行い、問題点を検証し、そして奈良県の児童虐待防止アクションプランを策定いただいたと思います。その内容についても、本当に総合的に判断をされており、大変内容的にはまとまったものではないかと受けとめているわけで、それに基づいて奈良県の市町村の要保護児童対策地域協議会の実務マニュアルがつくられました。この実務マニュアルに基づいて今回の生駒市の事例でも中央のこども家庭センターに入った事案が生駒市に連絡が行った形がとられたのではないかと思っているのですけれども、新聞に報道がありました日に生駒市を訪ねて、生駒市の状況なども聞かせていただきました。まだ具体的なことがわからない状況で十分な把握はできませんでしたが、その日のうちに直接本人と会っていなかったことが後になってわかり、1月12日に市の職員が家庭訪問をされたということで、この年末、12月21日からこの間は直接確認を、別の部署ではされていたかもしれないですけれども、されていなかったことが明らかになったと思っているわけです。

市町村がまさに一番身近なところですので、市町村がきちんと受けとめられる体制があれば一番いいのですけれども、実際にその要保護児童対策の委員の担当者の現状がどうかと、いろいろ調べていましたら、こういうことが出てきました。経験年数が1年未満の方が34%、3年未満が8割を占めているという方で構成が行われているのが多いということです。関係機関のほとんどが公的機関で、長くても数年単位、平均で2～3年で人事異動がありますので、こうしたキャリアが、実践経験が積めない現状が起きているということです。こうした実践経験が積めない場合には、資格やそうした立場などはいろいろ勉強されているかもしれないですけれども、短時間の訪問、その中で本質を見抜くという力は、熱意はあっても気づきが大変おくれたり、見逃してしまうことにもなりかねないのではないかと非常に感じており、県のこうしたマニュアルをつくられたり、市町村のアクションプラン、市町村の実務マニュアルなどもつくられていますけれども、それが果たしてどこ

まで実態として行けるのかを大変心配しています。

それで、県の資料を見ていましたら、平成26年の市町村の児童虐待の取り組み状況があり、専任の職員がどのくらいいるのか市町村ごとに全部数字が出ていたのですけれども、これを見ますと、生駒市が7.7人の専門の方の配置をしているということで、奈良県の中では一番たくさんの配置をしている自治体になっているわけです。それにもかかわらずこういう問題が起きたことは、県内の自治体でほかにもまだたくさんそういうことが起きる可能性があるのではないかと考えており、配置が1人を切って0.幾つという自治体は、町や村などありますけれども、奈良県の23の自治体が専任で対応する人がいないという実態の中で、市町村にこうしたことをやるマニュアルで本当にこれで防げるのか、心配しているところです。その点で、県で何か感じておられることなど、課題だと認識されていることがありましたらお伺いしたいと思います。

○乾こども家庭課長 委員長から生駒市の虐待事案に関連して、市町村の体制、生駒市が専任、専従だけではなくて兼任も含めて7.7人、そのほかの市町村ではもっと少ないのではないかと、またそういう中で県のマニュアルについてもなかなかできないのではないかと、県がどのように対応など考えているかというご質問かと思えます。

先ほどから申し上げますように、今般の児童福祉法等の一部改正では、県だけでなくもちろん市町村についても体制強化がうたわれています。たしか市町村においても専任職員を置くような記述もあったかと思えます。これまででも当然、県が市町村のバックアップする任を負っていますので、専従の市町村支援員を置き、巡回による支援や、弁護士、ドクターなどのスーパーアドバイズチームを県のこども家庭相談センターに組織して、必要に応じて市町村にアドバイスで派遣する体制もとっているところです。

また、経験年数が少ないというご指摘もありましたけれども、県では従前より市町村の職員で初めて児童虐待等の対応につかれた方に対して、初任者研修や、経験のある方、スーパーバイザー的な方に対しての研修も毎年、毎月のほどやっています。

また、先ほど梶川委員のところでもお話ししたかもわかりませんが、家庭内の出来事に対して県が、市町村も含めてですけれども、どこまで介入というか、見守りできるかを含めて、市町村との役割分担、連携を明確にした上で、一体となって対応していきたいと考えており、現在研究をしていきたいと思っています。以上です。

○今井委員長 ありがとうございます。市町村も専任体制にということが出ていたと聞きましたので、ぜひ進めていっていただきたいと思えますけれども、本当に子どもを育てる

のが大変な時代になったといろいろな部分で感じています。先日の毎日新聞の夕刊には、一人っ子が6割を占めるようになったと書いてあり、成長する過程で子どもとのかかわりや兄弟同士、近所の子どもやいところで遊ぶなど経験をしながら、私たちは育ってきたと思うのですけれども、そういうことがない子どもたちが今かなりふえてきている中で、子どもが泣いたり言うことを聞かなかったりすれば、一体どうやって対応していいのかわからない親も非常にふえているのではないかと思うのですが、子育てとはそもそもどういふものか、そういうことを県全体でみんな考えていく、そういうことが必要ではないかなと感じています。

きのうある町で、いろいろな役員をされている方と外で話をしていたのですけれども、子どもが帰ってくる場面で、一人ひとりの子どもに声をかけているのです。きょうはどうだったかなど言って、みんな子どものことをよく知っていて、そういう地域づくりになっていけば、もっと子育てがしやすくなるとも感じています。いずれにしても、一つ一つ出た事案について、よく検討していただいて、こうしたことが起こらないように、ぜひしていただきたいとお願いしておきたいと思います。

○川田副委員長 それでは、委員長と進行を交代いたします。

○今井委員長 ほかになければ、これをもちまして質疑を終わります。

一言ご挨拶を申し上げます。

当委員会は、引き続き調査並びに審査を行ってまいりますが、特別委員会の設置等に関する申し合わせによりまして、正副委員長の任期は1年となっております。特別な事情が生じない限り、本日の委員会をもって最終になるかと思えます。昨年5月の委員会設置以来、委員各位には当委員会所管事項でございます少子化対策と女性の活躍に関することにつきまして、終始熱心にご審議いただきました。また、理事者におかれましても種々の問題につきまして積極的な取り組みをしていただきました。おかげをもちまして、無事任務を果たすことができましたことを委員各位及び理事者の皆様に深く感謝を申し上げまして、簡単ではございますけれども、正副委員長の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、理事者の方のご退室願います。ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから本日の委員会を受けまして、委員間討議を行いたいと思います。委員間討議もインターネット中継を行っておりますので、マイクを使つての発言を願います。

当委員会の中間報告案と、参考にこれまでの委員会で各委員からいただいた意見、要望、提言などにに基づき、議論の方向性を整理した資料をお手元に配付いたしております。

まず、中間報告案について、各委員の皆様には事前にご一読をお願いいたしておりますが、ご意見がございましたらご発言をお願いいたします。何かご意見ございますか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご意見がないようですので、これをもちまして委員間討議は終わらせていただきます。

次に、6月定例会閉会中に行います中間報告ですが、正副委員長にご一任願えますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を終わります。どうもありがとうございました。